

今年は春が早めに訪れているようです♪

今回は建設事業の労災保険について取り上げます。製造業・卸売・小売業などでも施主から直接工事を請負い、建設業者に請負で施工する場合には下記が当てはまりますので、該当する会員様は、ご連絡ください。

労務協会からのお知らせ

平成 19 年 4 月より雇用保険料が下がります

4 月より、給与から控除する雇用保険料は次の通りになります。

一般の事業・・・総支給額×6/1000 (0.6%) (3 月までは 8/1000)

建設の事業・・・総支給額×7/1000 (0.7%) (3 月までは 9/1000)

※社会保険料（健康保険・厚生年金保険料）も 4 月から改定予定です。決まり次第、個人別の保険料を労務協会より郵送等でお知らせします。

建設事業の労災保険について

（1）労災保険には誰が加入するのか？

建設事業は、元請業者→1 次下請業者→2 次下請業者・・・と数次の請負によって行われることが多いため、原則として施主から直接工事を請け負った元請業者が、工事全体の事業についての事業主として扱います。したがって、労災保険には元請事業主が加入し、下請業者の労働者を含めて、工事全体の事業に使用される労働者について、労災保険料を納めることになります。

（2）労災事故が起きた場合どうなるのか？

建設事業の労災保険は、元請事業主が加入し、保険料は下請業者に使用されるすべての労働者の分を含めて納めます。

したがって、建設事業に使用される労働者は、元請業者の労働者・下請業者の労働者を問わず、すべての労働者について、その工事の作業中に起きた労災事故およびその工事のために事業所までの通勤中に起きた災害について、法律に定められた保険給付が行われます。

（3）労働者とは？

労働者とは、一般に事業所に使用される者で、賃金を支払われるものをいい、労働基準法第 9 条に規定されています。

※労働基準法第 9 条

この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所(以下「事業」という。)に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

したがって、建設工事作業中の事故であっても、下請業者の事業主とか、その家族従業員、一人親方などについては、労働者として扱われないため、保険給付がされません。

ただし、請負契約によらず雇用契約（労働契約）により工事に従事する大工については労働者として認められます。

（4）労働者として扱われない事業主と、その家族従業員、一人親方の労災加入について

中小事業主（事業主とその家族従業員）や一人親方については労災保険の「特別加入制度」があります。

※「特別加入制度」について、詳しくは労務協会にお問い合わせください。

（5）建設事業の保険料の算出方法

労災保険料は、原則として、

（その事業に使用する全労働者に支払う賃金総額）×（労災保険率）

で算出しますが、数次の請負によって行われる建設事業の場合は、工事全体の賃金総額を把握するのが困難なため、特例として、

（請負金額）×（労務比率）×（労災保険率）

で算出します。

（編集後記）2 月には他の社労士事務所の皆様との食事の機会を何回か持てました。普段は閉塞的に仕事をしがちですが、情報交換で自分との「差」＝「課題」が認識でき、新たな目標も出来ました。（一ノ宮 俊人）